

(PDF 版・7の1)『教会教義学 神の言葉Ⅱ／3 聖書』「二十一節 教会における自由——二 言葉のもとでの自由」

(文責・豊田忠義)

「二十一節 教会における自由——二 言葉のもとでの自由」 (462-469 頁)

「二 言葉のもとでの自由」

「われわれは、ピリピ・九以下で、〔第二の形態の神の言葉である〕パウロが、…〔第三の形態の神の言葉に属する〕彼の読者たちの愛が、深い知識において、鋭い感覚において、いよいよ増し加わり、何が重要であるかを判別することができ、……キリストの日に備えて、純真で責められるところのないものとなり、イエス・キリストによる義の実に満たされて、神の栄光と誉れとを顕すに至るように……と祈っているのを聞く」。言い換えれば、われわれは、第二の形態の神の言葉であるパウロが、啓示の主観的可能性として客観的に存在している、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」(換言すれば、「キリスト教に固有な」類と歴史性)の関係と構造(秩序性)に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉〔区別を包括した同一性〕」において現存している聖書(その最初の直接的な第一の、「啓示ないし和解」の「概念の实在」、預言者および使徒たちの「イエス・キリストについての言葉、証言、宣教、説教」)を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それへの他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋な教えとしてのキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」——すなわち、通俗的な意味での「隣人愛」ではないところ、純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、全世界としての教会自身と世のすべての人々が純粋な教えとしてのキリストの福音を現実的に所有することができるためになすキリストの福音の告白・証し・宣べ伝えという連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く「彼の読者たちの愛」が、「深い知識において、鋭い感覚において、いよいよ増し加わり」、「キリスト教に固有な」類の深化と豊富化、その時間累積がなされ、「何が重要であるかを判別することができ、……キリストの日に備えて、純真で責められるところのないものとなり、イエス・キリストによる義の実に満たされて、神の栄光と誉れとを顕すに至るように……と祈っているのを聞く」。「全くそれと似た仕方、パウロは、コロサイ・九以下

下で……祈っている」。「〔第三の形態の神の言葉である〕彼の教会を覚えての〔第二の形態の神の言葉に属する〕パウロの祈りの最後の要約」は、「すべての聖徒と共に、その広さ、長さ、深さを理解することができ、また人知をはるかに超えた〔まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である〕まことの神にしてまことの人間〕キリストの愛〔その「死と復活の出来事」における子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉〕を知る力（エペソ三・一八）である」——「このキリストを、〔第二の形態の神の言葉に属する〕わたしたちは宣べ伝えており、すべての人がキリストに結ばれて完全な者となるように、知恵を尽くしてすべての人を諭し、教えています（コロサイ一・二八）」、「それは、この人々が心を励まされ、愛によって結び合わされ、理解力を豊かに与えられ、神の秘められた計画であるキリストを悟るようになるためです（コロサイ二・二）」。「この『聖書の啓示証言の結論』は、こうである——すなわち、それは、「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉の下で、「ちょうどわれわれに対するキリストの愛が、キリストを愛するわれわれの愛と区別されているように」、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉である「キリストご自身の中に隠された知恵と知識の宝（コロサイ二・三）と区別されて」、「また〔第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書における〕使徒たち自身の認識と教えることとも区別されて」、その「使徒たちによって証された啓示」が、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、純粋なキリストにあっての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性を目指す第三の形態の神の言葉に属する「彼らの生徒と教会〔の宣教〕を通して」、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の「全き力をもって、受け入れられる受領、理解されること……をなしつつ、それらの者たちが『賢く』なり、……自身が判断する能力があることを証明すると同時に、判断ができるようになる受領、理解されることが存在するということである」。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉である全く人間的な「教会の人間的な成員たちに関わるその事柄が、教会を基礎づける者としての〔第二の形態の神の言葉に属する〕使徒にとって中心的な意味を示している」とすれば、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「〔イエス・キリスト自身によって直接的に唯一回特別に召され任命されたその人間性と共

に神性を賦与され装備された]使徒の執り成しの祈りの対象であるという事情」は、「一方において」、「人間に対し霊的に、カリスマ的に賜物として与えられることであって、決して人間的な能力あるいは人間がつかみ取る事柄ではないことを示している」。「他方において」、それが、第三の形態の神の言葉である「教会の中で人間に与えられるようになること」は、第二の形態の神の言葉に属する「キリストについての証言の起源的な担い手としての使徒たちの仲介なしに起こることではなく」、「使徒たちの証言が同時にそれらの者たちに対する執り成しの祈りであることによって、そのような使徒たちの仲介を通して起こるということ……を示している」。したがって、第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書の「証人たちの奉仕を通して〔第三の形態の神の言葉である〕教会の成員たちに与えられる認識と知恵というこの神の賜物こそ、われわれが……〔教会における〕言葉の自由に対応する〔教会における〕言葉のもとでの自由のことを語ろうとしている時、……是非とも考えなければならないことである……」。第一の形態の神の言葉と第三の形態の神の言葉の関係は、無媒介的な直接的な関係ではなくて、第二の形態の神の言葉を媒介・反復した媒介的關係である。バルトは、このヘーゲル的に言えば媒介的關係、キルケゴール的に言えば反復的關係のことを、すなわち「間接的な關係性」のことを、「〈まこと〉の直接性」と規定したのである。

第三の形態の神の言葉である教会における起源的な第一の形態の「神の言葉の自由〔具体的には、第二の形態の神の言葉である聖書の自由〕の場所および領域としての〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会」は、「自分から集まってきた人間ではなく、「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、第三の形態の神の言葉として、〕集められたし、集められている……〈人間〉の集まりである」。「その際、言うまでもないことであるが、彼らを集めるところの神の言葉は、〔第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の關係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である「啓示との間接的同一性」において現存している聖書からして、〕また同時に人間の言葉でもある」。言い換えれば、「彼らを集める神の言葉、そして人間の言葉が、教会の中でのあの自由を持っているとするならば〔直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性〕——すなわち「權威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「權威と自由を持つところの聖書」を持っているとするならば〕、「換言すれば、その言葉が、世にあって自分自身を主張し、純粹さを保ち、自分自身を貫徹させ、絶えず新たに自分自身を措定し、そのようにして教会を基礎づけ、保持し、支配する力を持っているということがまことであるとするならば、その時には、それは、その「力が、〔啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〕の〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕それとして受認され、經驗され

るところ」、その「力が、ただ単に裁きとして身に受けられるだけでなく、同時に恵みとして信じられ、服従を見出すところ」、「それであるから聖書の証言が受け入れられるところ、そこでは」、あの「直接的、絶対的、内容的な自由」に限界づけられた、「全く現実に、神の言葉の力に、それ故に神の言葉の自由に対応している〔間接的・相対的・形式的な〕〈人間的な〉力と自由が発生するし、存在し続けるということである」。その時には、第三の形態の神の言葉である「教会は、最初の者として〔起源的な第一の形態の〕神の言葉を信じ、証しした〔第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒たち」——すなわち、「神の言葉に従い、服従したことによって、神の言葉の自由にあずかるようになった〔第二の形態の神の言葉である〕預言者および使徒たちの系列に属している〔「キリスト教に固有な」類と歴史性の系列に属している〕」と同時に、それ故に「(神の言葉そのものに固有な) 直接的、絶対的、内容的な自由を持った神ご自身の言葉の担い手としての預言者および使徒、聖書の言葉の自由に支配されている」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会(すべての成員)は、「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に対して「然りと言うことがゆるされるし、言わなければならない」。その時、起源的な第一の形態の神の言葉は、「人間が神から隔たっている距離全体〔神と人間との無限の質的差異〕と人間が〔キリストにあつての神としての〕神に依存している依存性全体の中で、ただ単に神の事柄であるだけでなく、また神の事柄として同時に彼ら自身の事柄となつたし、彼ら自身の事柄となるのである。「われわれは、前節〔二十節〕において……〔第三の形態の神の言葉である〕教会の中に集められた人間が、〔第二の形態の神の言葉である〕聖書を注釈し適用するに際して、互いに心を開いて聞き合おうとしており、そのために用意ができていないことなしに〔啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〕の〈総体的構造〉の中での「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)に基づいた、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環なしに〕、聖書の証言は取り上げられることはないというのを……見た。「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方である「まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である」まことの神にしてまことの間「イエス・キリストの王国は、カルヴァンによれば、(彼ノ王国ガ益ナルユエンハ) ……彼ニヨツテ良心ノ自由ヲ与エラレ、……彼ノ霊ノモロモロノ富ニ満タサレ、……カヲエルコト、を意味している」。しかし、ここで『良心』は、〔生来的に自然的にわれわれ人間に備わっている良心のことではなくて〕、**神が知り給うことを**〔イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕**共に知る共知**ということであつて、**厳格に、神ご自身によって**〔神の側から〕この共知へと**解放され、高められた良心**〔徹頭徹尾聖霊と同一ではないが、聖霊によって更新された良心〕のことが**理解されなければ**

ばならない……。したがって、「決して一般的な、……人間的な素質と能力のことが理解されてはならない」。このような訳で、『良心の自由』……は、十八世紀および十九世紀の意味で、自分が適切であると考えたいと思うものを自由に考えてよいというその者に属する許可のことではなく、……神によってその啓示の中で、啓示を受け入れる者たちに分与される……神の裁きの中で正しくあること、したがってまことであり、賢明であることを考えてゆく……可能性……のことである」。

第三の形態の神の言葉である教会における起源的な第一の形態の「神の言葉のもとでの自由〔具体的には、第二の形態の神の言葉である聖書のもとでの自由〕の**基本的前提**」について言えば、「**教会における言葉のもとでの権威**〔教会の人間的な教育的権威〕」は、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの神性」——すなわち「権威」と、「直接的な、絶対的な、内容的なイエス・キリストのまことの人間性」——すなわち「自由」とによって賦与され装備された「**権威と自由を持つところの聖書の権威**」に**限界づけられた「間接的・相対的・形式的な」**「**教会における言葉のもとでの権威であって**」、それ故にそれは、「**最後のな法廷・審判者・原理・規準・支配者ではない**」。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である教会における「言葉のもとでの権威〔教会の人間的な教育的権威〕」は、その教会が、「**教会に宣教を義務づけている**」第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準として、それに「服する服従の中で、言葉の権威を宣べ伝え、打ち立てる奉仕の中でだけ、存在し、見て取られることができる」。このような訳で、「〔教会における〕言葉のもとでの自由、教会の個々の成員の良心の自由も、決してそれ自身の中で基礎づけられた、したがって無制限な〔「わがまま勝手な」恣意的独断的な〕自由ではない……」。「神の言葉の三形態」（換言すれば、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」、「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）における第二の形態の神の言葉である聖書と、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の「**共通の起源**」は、「**啓示ないし和解の實在**」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身である。したがって、起源的な第一の形態の「神の言葉の自由こそが、教会の中での人間的な自由の起源的な基礎づけ、規定である。そのような訳で、この人間的な自由は、それ以前に人間がもともと〔生来的に自然的に〕持っている（神の言葉に相対しての）自由ではないし、また人間が自ら〔意志的に〕つかみとった（神の言葉に相対しての）自由でもない」。したがって、この第三の形態の神の言葉である教会における「**間接的・相対的・形式的**」な「**人間的な自由**」は、起源的な第一の形態の「**神の言葉が神ご自身の自由の中で、自ら教会を基礎づけ、保持し、支配する自由を行使することによって生起する出来事である**〔それ故に具体的には、第二の形態の神の言葉である「啓示との＜間接的同一性＞」において現存している聖書の自由の中で、聖書自ら、第三の形態の神の言葉である教会を基礎づけ、保持し、支配する自由を行使

することによって生起する出来事である]」。したがって、第三の形態の神の言葉である「教会、教会の個々の成員における自由」は、「以前からそれ自体的において持っているのではないし」、「自分自身からも持つことができない」から、「直接的な、絶対的な、内容的な自由」を持つところの、起源的な第一の形態の「神の言葉の自由」、それ故に具体的には第二の形態の神の言葉である「聖書の自由」によって賦与されるその「直接的な、絶対的な、内容的な自由」によって限界づけられた「間接的・相対的・形式的な自由である」。したがってまた、第三の形態の神の言葉である教会（すべての成員）は、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動によって「造り出され、保持され、支配されるあの出来事が起こることに対して」、「教会は常にただ感謝し、願い求めつつ、その場に居合わせるだけである」。このような訳で、起源的な第一の形態の「神の言葉の自由」に〔それ故に具体的には、第二の形態の神の言葉である聖書の自由〕にわれわれ自身があずかるわれわれの参与」は、「われわれが〔啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〕の〈総体的構造〉からして、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において〕神の言葉を責任をもって理解しようとしており、またそのために用意ができていているということは、ただわれわれの感謝と祈禱の対象であるということである」。言い換えれば、第三の形態の神の言葉である「教会が現にあるところのものであるということ」は、起源的な第一の形態の「み言葉〔それ故に、具体的には、聖書〕が教会のただ中であって、それ自身の力ゆえに生き続けるということにのみ、依存しているということである」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会における「言葉のもとでの自由〔具体的には、第二の形態の神の言葉である聖書のもとでの自由〕」は、「常にただ、新たにそれとして受け取られるべき神のいつくしみの贈物である」。したがってまた、そのことに対して、「われわれは……責任があるのではなく、むしろ責任あるものとされるのである」、「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいて、聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とするという聖書に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讃美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同の教会」共同性を目指す責任あるものとされるのである。

そのような訳で、第三の形態の神の言葉に属する「われわれが、この人間的な存在と活動そのものの遂行の中でなす自己規定」が、「神的なあらかじめの規定の枠に基づいた人間的な存在と活動の自主独立性、それらすべては、祈りの枠を一瞬たりともすべり落ちてしまうことはできない」、換言すれば啓示の主観的可能性として客観的に存在している、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、

自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした「人間的存在と活動の自主独立性、それらすべては、祈りの枠を一瞬たりともすべり落ちてしまうことはできない」。ここでも、第三の形態の神の言葉である全く人間的な教会（すべての成員）は、その宣教において、キリストの「福音が純粹ニ教エラレ、聖礼典が正シク執行サレル」という「**教會的な行為の……真中において**」、啓示の主観的可能性として客観的に存在している、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）における起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「**聖書の支配に対する感謝と、この支配が現実に続いておこなわれるようにと願う祈りが、聖書の注釈に先行しつつ永続的行われるべき決定的な行為である**」。このような訳で、「祈りは明らかに人間の自由な行為である」が、「J・ヴォレブが聖書ノ真ノ意味ヲ探究スル道の先端のところにも不断ノ祈りを置いた時、それは決して敬虔な飾り文句ではなく、むしろ客観的な事情を確認している冷静な表現だったのである」。すなわち、「聖霊みずから、言葉に表せない切なるうめきを持って、われわれのために執り成してくださるといふ（ローマ八・二六）時、そのことは……〔その現にあるがままの現実的な人間存在における〕われわれが祈る……という……事情を変えるものではない」。この「人間的態度に対して神が応じて下されるということ」は、われわれ人間の決定事項ではなく、「神ご自身の決定事項である」。したがって、「不断ノ祈り」が「決定的な行為である」。したがってまた、「言葉の研究、資料の調査等々も、人間のそのような自由な行為によらなければならない」。この意味で、教会（すべての成員）の「祈り」は、「起源としての直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由」である「**先ず第一義的に優位に立つ原理**」・規準・法廷・審判者・支配者としての起源的な第一の形態の神の言葉であるイエス・キリストと共に、その「起源」としてのイエス・キリスト自身から「直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由」を賦与され装備された「教会に宣教を義務づけている」教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学の思惟と語りと行動における「原理」・規準・法廷・審判者・支配者としての第二の形態の神の言葉である「聖書」に対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において服従するところの、「人間の自由な行為である」し、「感謝と希求である」。「その限り、〔第三の形態の神の言葉である「教会の成員たちに課せられた」、第二の形態の神の言葉である「聖書を理解すべき自分の責任の中で」の〕祈りは、まさに教会の中でのすべての人間的な自由な行為の原形、そのようなものとしてすべての自由な行為の中で繰り返されなければならないところの原形である」。このような訳で、終末論的限界の下でのその途上性における教会（すべての成員）の歩みは、イエス・キリストにおける「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉に基づいた常に「先行する恵み……に対する〔「感謝と希求」における〕服従でしかない」。したがって、「全線にわたって……それらすべてが正しい仕方で行われているかど

うかについての判断を下すことは、われわれ〔教会自身やそのすべての成員〕の権限ではなく、ただ〔客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としてのキリストの霊である〕聖霊が、われわれが自分から……は確かによくすることができないことをよくして下さるといふ目的を持って、われわれのために割って入られる時にだけ、われわれの自由は、正しい自由であるということが……妥当するといふことが言えるだけである」。教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における思惟と語りと行動が、「キリスト教的語りの正しい内容の認識として祝福され、きよめられたものであるか、それとも怠惰な思弁でしかないかといふことは、神ご自身の決定事項であって、われわれ人間の決定事項ではない」、それ故にまさにそれは、『主よ、私は信じます。私の不信仰を助けて下さい』というこの人間的態度〔「祈り」の態度〕に対し神が応じて下さる〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「祈りの聞き届け」〕ということに基づいて成立している。

第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している聖書を、自らの思惟と語りと行動における原理・規準・標準とした**教会**（すべての成員）における「神の言葉のもとでの自由」、神の言葉の「**教会**〔すべての成員〕の中での自由」は、その最初から〔「ヘーゲルのように、「神の内なる人間、人間の内なる神という神人一体、神人和解の理念における」解放、恣意、わがまま勝手に向かう自分を、言葉に反対する自由、言葉からの自由を展開して行く可能性を持たないのである」。したがって、「神の言葉に対する屈服および服従」は、「同時に〔「間接的・相対的・形式的」な〕自由、〔「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中での「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を媒介・反復した〕人間の自発性と活動、人間的な尊厳さと作業である」から、「間接的・相対的・形式的な教会の権威〔人間的な教育的権威〕とも衝突することはあり得ないのである」。何故ならば、「間接的・相対的・形式的な教会の権威と自由」は、啓示の主観的可能性として客観的に存在している、それ自身が聖霊の業である「啓示されてあること」——すなわち、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」の関係と構造（秩序性）からして、「先ず第一に、最終的に、起源としての直接的な、絶対的な、内容的な権威と自由である〔起源的な第一の形態の〕神の言葉そのものの〔支配の〕もとに立っていることを……通して限界づけられている」からである、それ故に具体的には、イエス・キリストと共に、「教会に宣教を義務づけている」教会の宣教における原理・規準・法廷・審判者・支配者としてのその秩序性における第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している「聖書の〔支配の〕もとに立っていることを……通して限界づけられている」からである。したがって、その現にあるがままの現実的な人間存在における「教会

の中での人間的な自由」は、一方で、そのことを認識し自覚したところでは、「自分の限界としての神の言葉の中に自分の根拠を……持っている」、しかし他方で、そのことを認識し自覚しないところでは、「自分の危機を生きることができる」ということからして、「二重性を持っている」。